

蒲郡市空家等対策計画の概要

第1章 計画策定の背景

P.1~

1-1 計画策定の経緯

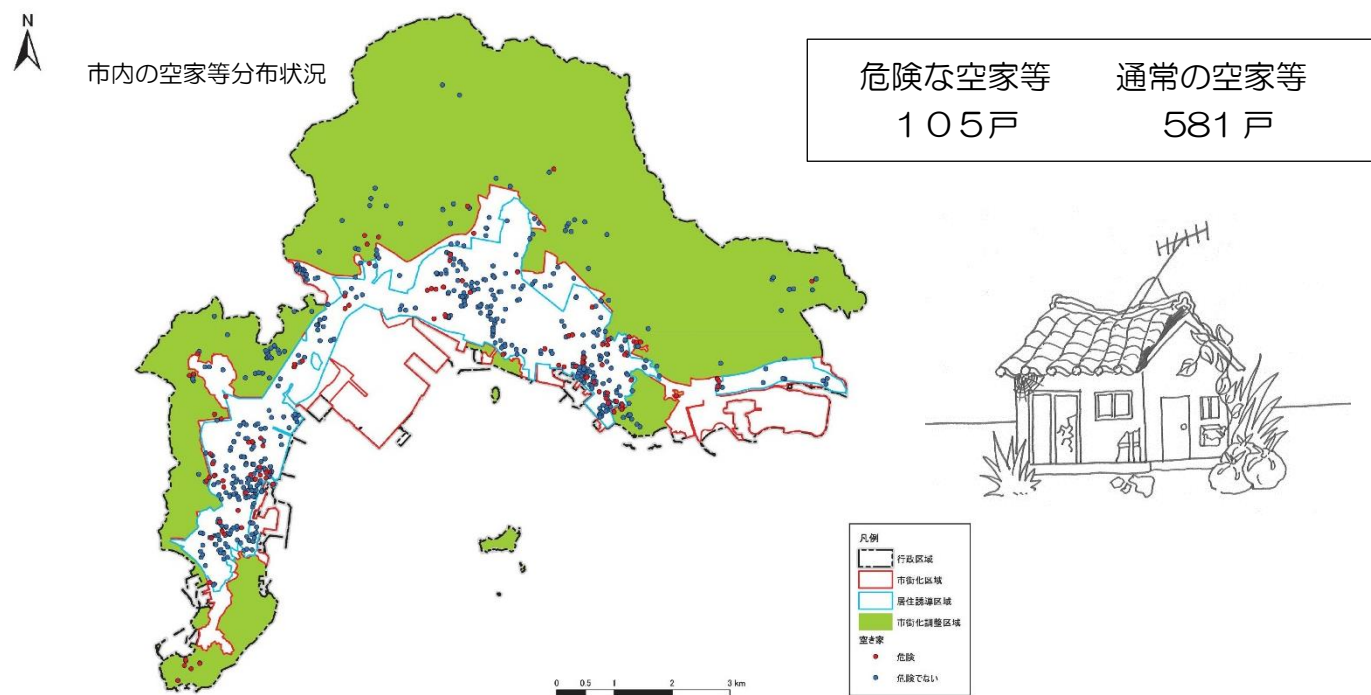
- 「住宅・土地統計調査」によると、全国の空家の数は820万戸、過去20年間で2倍近くにまで増加しています。こうした状況の中「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。
- これら空家等を取り巻く状況に即し、総合的かつ計画的に本市の空家等対策を推進するために「蒲郡市空家等対策計画」を策定します。

1-2 本市の空家等の現状

- 人口が減少している一方で世帯数は右肩上がりの傾向にあり、核家族化の進行が伺えます。本市の空家率は全国平均13.5%よりも高く約15.0%です。
- 愛知県内の人口規模が同程度の市と比較すると、本市では住宅を取得する際に中古住宅よりも新築が多い傾向があると言えます。

1-3 空家等実態調査（H28）の結果

- 各地域の自治会に依頼した調査の結果は以下のとおりです。



第2章 計画の考え方

P.12~

2-1 計画の目的

- 「市民の生活環境の保全」と「地域活力の維持・向上」を図るため、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2-2 対象地区・対象とする空家等の種類

- 空家等の分布は全市にわたることから、空家等対策の対象地区は市内全域とします。本計画では、全ての建築物を対象としますが、住宅が最も多くの割合を占めていることから、戸建住宅を中心に整理・記載します。

2-3 計画期間

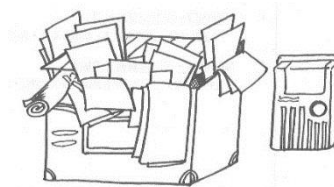
- 令和元年7月から令和11年（2029年）3月までの約10年間を計画期間とします。

第3章 空家等対策の基本方針

P.14~

空家等対策上の課題を解決していくために、基本方針として4つの柱を定めます。

- 基本方針1 空家等の発生抑制と適切な管理 → 4-1・4-2
- 基本方針2 空家等の利活用促進 → 4-3
- 基本方針3 特定空家等に対する措置 → 4-4
- 基本方針4 空家等対策の計画的推進 → 4-5・4-6・4-7



第4章 今後の取り組み

P.15~

前章で定めた4つの基本方針に基づき空家等対策に取り組みます。

4-1 空家等の調査に関する事項

- 空家等に関するデータベースの整備と所有者意識の把握／空家等情報の更新

4-2 所有者等による空家等の適切な管理に関する事項

- 空家等の管理の基本的な考え方／所有者等への啓発／適正管理・発生抑制に向けた体制の整備／全ての市民への啓発

4-3 空家等及び除却した跡地の活用の推進に関する事項

- 空家等の流通促進／不動産関連サービスの周知等／空家等・跡地の利活用促進

4-4 特定空家等に対する措置や対処に関する事項

- 特定空家等の判断について／空家特措法に基づく措置の実行／所有者等の所在不明の場合の対応／除却の推進について

4-5 住民からの空家等についての相談に関する事項

4-6 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- 庁内における実施体制／協議会の組織、関係団体・民間事業者等との連携体制

4-7 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 計画の公表・周知／空家特措法と市条例の関係／他法令との連携



第5章 計画の推進・目標指標

P.20~

5-1 推進体制

- 空家特措法に基づき設置した蒲郡市空家等対策協議会の意見を踏まえ、施策の方針等を決定します。施策の実施にあたっては、関係する部局間で連携できる体制や蒲郡市空家等対策協議会を構成する関係団体等との情報共有などを行います。

5-2 目標指標

- 本計画における空家等対策の基本方針に基づき取り組みの目標指標を設定します。

- 目標指標1 空家等相談会の実施 → 1回/年 実施
- 目標指標2 空家バンク成約件数 → 計画終了年度までに累積50戸成約
- 目標指標3 危険な空家等の物件数 → 現在把握している危険空家等を50戸削減

5-3 取組成果の検証

- 住宅・土地統計調査の結果と、本計画による取組の進捗状況等を踏まえ、中間年次及び最終年次に取組成果の検証を行います。